

意見書

平成 13 年 3 月 2 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-0005
住 所 東京都千代田区丸の内2-2-2
氏 名 エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社
代表取締役社長 ヴィノード・クマール
電話番号 03-5539-0071

情報通信審議会事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 1 月 31 日付け情審通第 12 号で公告された総務省令案及び指定案に関し、別紙の通り意見を提出します。

1. はじめに

現状の光ファイバのアンバンドルの暫定条件や地域 I 網のアンバンドルにつきましては、様々な点で容認しがたい制限が存在し、実質的には、真のアンバンドルと言えるものではないと考えます。現状では、光ファイバのアンバンドルとは名ばかりで、光ファイバの開放によって高速インターネットが進展できる公正競争環境が整備されない上に、地域 I 網が N T 地域会社の地域データ通信市場の独占を助長することになり得ると考えます。この度の省令等改正に関わる事項につき、以下に弊社の意見を提示いたしますので、ご反映いただきますよう、お願いいたします。

2. 光ファイバ設備のアンバンドル

現在、N T 地域会社が提示しております光ファイバ設備のアンバンドルの暫定条件は、真の光ファイバのアンバンドルではないと考えます。つまり、他事業者が、N T T 地域会社の光ファイバ設備のアンバンドル適用を受ける際には、以下のような制限が設けられております。

N T 地域会社は、アンバンドル用光ファイバ設備に保守・試験用に一部の波長を利用しており、実質的には光ファイバ設備のアンバンドルではなく波長貸しとなっており、他事業者による W D 網の最新設備を利用したネットワーク構築が大変困難になっております。また、保守料金の負担が他事業者に課されております。本来の光ファイバ設備のアンバンドルは、ネットワークの一要素を他事業者に利用させるという性質・趣旨上、N T 地域会社による波長を用いた保守・試験の必要性は無いと考えます。急速に通信容量が増大している環境の中で、帯域の制限された光ファイバは、効率的な幹線ネットワークのための他事業者による利用を極端に制限することになります。よって、N T 地域会社の保守・試験用の波長の占有は、これを必須の条件とすることは禁止すべきであり、保守についてもその利用を条件づけることは撤廃すべきと考えます。

本来、同アンバンドルは光ファイバ回線（芯線）のアンバンドルであるため、アンバンドルの料金は、提供区間の種別により料金が変わることはなく、全ての区間で同じ料金単位であるのが当然であるにもかかわらず、中継系伝送路設備は、100円/芯・年・mに対し、端末系伝送路設備は、7898円/芯・月と違う料金を設定しております。これは、算定根拠が不明であり、かつ、これに加えて非効率が含まれている可能性を否定できないと考えます。欧米では、アンバンドル要素の料金算定には、LR が用いられており、非効率を含まない適正なものであることが前提となっております。まず、N T 地域会社が料金の算定根拠を明確にするためにも、

L R をアンバンドルにも適用すべきと考えます。

アンバンドルされる区間は、中継伝送路と端末系伝送路の2区間で、接続箇所も2点のみに制限されており、他の区間（例えば、マンホール-マンホール間等）または接続個所での開放がなされておらず、他事業者が柔軟にネットワーク構築をすることができなくなっております。欧米では、全てのネットワーク要素のアンバンドルが法律で義務付けられております。アンバンドル区間を制限することは、事業者のネットワーク構築を規制することになるため、全区間の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。

N T 地域会社に光ファイバ設備の事前照会をお願いし、拒否の回答がなされる場合には、その理由の明示が義務となっておらず、電気通信事業法上の相互接続の拒否に該当するか否かの判断ができなくなっております。よって、N T 地域会社が拒否をする場合は、その理由を書面にて回答する義務を規定すべきと考えます。

アンバンドルされた光ファイバ設備について、N T 地域会社から移設等の通知があった場合は、他事業者で正当な理由の判断ができないまま、一方的に移設等を強いられることになっております。よって、移設等の理由が道路管理者の指示のようなやむをえない場合を除き、移設等の条件については、少なくとも事業者間協議により決定すべきことを規定すべきと考えます。

アンバンドル時に N T 地域会社で建設が伴う場合は、料金/時期等は個別協議となっており、この建設費の基準は規定されておらず、高額な費用を請求される可能性も残っております。よって、この建設費についても、L R 等の料金算定方式を用い、非効率が含まれないものとするべきと考えます。

このように、他事業者が N T 地域会社から真の意味での光ファイバ設備のアンバンドルの提供を受けるには、依然として障害が山積みされており、他事業者が本格的に N T T 地域会社の光ファイバ設備のアンバンドルを利用することは困難であり、これが地域通信市場での超高速インターネット環境等の整備の遅れにつながることを考えると考えます。よって、真の光ファイバ設備のアンバンドルを実現し、地域市場の超高速インターネット環境や公正競争条件を整備するためには、早急に上述の点につき、改善すべきと考えます。

尚、米国では、通信法第 2 5 条にて既存通信事業者は非差別にネットワーク要素へのアクセスを提供する義務を規定し、第 3 条にてネットワーク要素につき設備、装置、設備の特質、機能、容量と定義しております。米国の新規参入事業者には、通信事業に必要な殆どの設備を既存通信事業者からアンバンドル要素として借用している事業者も存在しております。

米国でのアンバンドリング対象要素

銅線、ダークファイバー、大容量回線、構内配線
サブグループ（ループの一部）

ネットワークインターフェース装置（ループ装置と構内配線を接続する装置）

市内回線交換機（増幅、圧縮装置も含む）

局間伝送装置（ダークファイバーを含む）

STP Signaling T) r Q R D f R G al B é n d t の接 a b a s e s
続（回線情報、フリーダイヤル、ポータビリティ、運用サービス、先進インテリ
ジェントネットワーク等のデータベース）

運用サポートシステム（オーダー、供給、保守、復旧、B i l 機能 n 全てのルー
プ品質情報へのアクセス）

3. 指定電気通信設備の範囲の見直し

N T 地域会社による地域 I 網は、現在の指定電気通信設備の上に構築されており、他事業者が同様のネットワーク設備を構築することは困難であり、十分なボトルネック性があると考えております。また、このサービスの性質上、市場の独占を助長する可能性が十分あり、公正競争条件の確保も困難となり得ます。このように、指定電気通信設備に別の設備を追加して実現されるサービスは、自動的にボトルネック性を持つことになると考えます。よって、この度のデータ伝送役務の提供に利用される伝送路設備が指定電気通信設備に含まれることは、大変喜ばしいことと考えております。

一方、旧郵政省の調査によれば、N T 地域会社の光ファイバ設備の敷設状況は、平成 1 年度の光ファイバの占有率は、全国的には 85% となっており、既に N T 地域会社が広範囲な地域をカバーしている光ファイバ設備を所持しております。この現状に鑑れば、光ファイバ設備は地域通信市場でボトルネック性を十分持っており、公正競争条件も確保されることが難しい状況でもあるため、N T 地域会社の光ファイバ設備も指定電気通信設備とするべきと考えます。

4. 「地域 I 網」のアンバンドルに関するルール整備

現在の N T 地域会社は、「地域 I 網」との接続につき、I S はのみ接続を許可しており、I S 以外の通信事業者が接続することを拒絶しております。この度、「地域 I P 網」が指定電気通信設備となれば、I S 以外の通信事業者も「地域 I 網」へ接続が可能となるべきと考えております。仮に、この接続を I S は限定する場合は、相互接続で事業者を差別していることにもなり得るため、このような規制は禁止すべきと考えます。また、接続料金の算定方法につきましては、指定電気通信設備でもあるため、事業者の非効率を排除する L R を導入すべきと考えます。

以上